



商工会だより



発行者:西ノ島町商工会 TEL 6-1021 FAX 6-1964 <http://kuniga.shoko-shimane.or.jp/> 令和4年9月発行

【インボイス制度講習会のお知らせ】

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります Q & A

- インボイスってなに?** ⇒ 「適格請求書保存方式」のことです。買い手と売り手がこの適格請求書で取引し、書類を保存することで【買い手】が仕入税額控除を受けられます。但し、この適格請求書は、税務署に登録した「適格請求書発行事業者」(インボイス登録事業者)しか発行できません。
- どんな請求書なの?** ⇒ 適格請求書には、発行者・受領者の氏名、または名称、取引年月日、取引内容・取引金額、軽減税率適用の表記、適用税率適用ごとの区分表記に加え、今後はインボイス登録番号、適用税率(8%・10%)、適用税率ごとの消費税額を表記することが法律に定められています。
- 私も関係ありますか?** ⇒ 課税事業者の方は、全てインボイス登録事業者としての登録申請が必要です。免税事業者の方は取引先(納品・請求書の発行)との関係や、売上高の減少、制度導入後の消費税納税額等を考慮したうえで、事業者ごとの選択になります。
- 今後は何が変わるの?** ⇒ インボイスが導入されると、取引先の状況により消費税の仕入税額控除の金額が変わる場合があります、仕入先が免税事業者の場合は、令和5年10月以降の仕入税額控除を受けられなくなります(※当初6年間特例あり)。課税事業者に対する納品等の取引がある免税事業者の方は、今後、「課税業者となる」又は、「免税事業者のまま」でいるかの判断を、自分で決める必要があります。
- 制度はいつから?** ⇒ 来年の10月1日からのスタートです(来年3月末までに申し込んで下さい)。
- 今後どうしたらいい?** ⇒ 制度の導入までに準備すること、準備するものや、経理上の処理方法、税務署に申し込む申請書の書き方などは、講習会でご説明いたします。
- こんなときどうする?** ⇒ インボイス制度の導入前後に、買い手が免税事業者にとって不利になるような状況を要求すること(取引対価の引き下げ・商品の返品や取引停止など)は、「優越的地位の濫用」になると思われるので、注意・確認が必要です。



私も関係ありますか?



今後は何が変わるの?

制度はいつから?

今後どうしたらいい?

こんなときどうする?

【インボイス制度講習会】開催日程

開催日時	1回目	令和4年9月27日(火)	午後14時~16時頃まで
	2回目	〃	午後19時~21時頃まで
場所	西ノ島町商工会 2階会議室		
講師	山中信二税理士(隠岐の島町)		

課税事業者の方や、免税事業者の方で課税事業者と取引のある方は、ぜひこの講習会に参加してください。※但し、1回の講習を受けられる人数には制限がありますので、原則各事業所1名、先着順と致します。参加を希望される方は、お早めに西ノ島町商工会(電話 6-1021)までお申し込みください。

事業主の方にお知らせです

★最低賃金が変わります★

効力発生日: 令和4年10月5日(水)から

最低賃金: 857円(今まで824円)

島根県内で働く全ての労働者(パート・アルバイト含む)と、その使用者に適用されます。

詳しくは島根労働局(0852-31-1158)又は、松江労働基準監督署(0852-31-1166)までお問い合わせください。

行事予定(10月)

- 10月16日(日) 西ノ島ハーフマラソン
- 19日(水) 商工会しまね県大会(松江市)
- 29日(土) ギョギョギョ魚フェスタ

ジョイメイトしまねが、社員の皆様の福利厚生をサポートします!

2,101事業所・29,761人の会員をサポート(令和4.7.1現在)

まずはお電話ください! (一財)島根県東部勤労者共済会
〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル2階
☎0852-28-6555